

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

別表中「奈良交通株取締役乗合バス事業部長」を
「奈良交通株乗合事業部長」に改める。

附 則

この規約は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

別 表（第 4 条関係）

天理市地域公共交通活性化協議会委員

区 分	委 員	分 野
法第 6 条第 2 項第 1 号の委員	天理市長	天理市
法第 6 条第 2 項第 2 号の委員	<u>奈良交通(株)乗合事業部長</u>	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
	奈良県タクシー協会天理部会代表	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
	西日本旅客鉄道(株)近畿統括部大阪支社総務企画課長	鉄道事業者
	近畿日本鉄道(株)企画統括部営業企画部長	鉄道事業者
	社団法人奈良県バス協会専務理事	一般乗合旅客自動車運送事業者の団体
	奈良県タクシー協会専務理事	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の団体
	奈良国道事務所副所長	道路管理者（国道）
	奈良土木事務所長	道路管理者（国道及び県道）
	天理市建設部長	道路管理者（市道）
法第 6 条第 2 項第 3 号の委員	天理警察署長	公安委員会（警察）
	天理市議会議員	利用者（市議会代表）
	天理市区長連合会副会長	利用者（市民代表）
	天理市長寿会連合会長	利用者（市民代表）
	近畿運輸局奈良運輸支局長	天理市が必要と認める者（国土交通省）
	奈良県土木部道路・交通環境課長	天理市が必要と認める者（奈良県）
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長	天理市が必要と認める者（一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体）
	天理市市長公室長	天理市が必要と認める者
	天理市健康福祉部長	天理市が必要と認める者